申請者　　氏名

　　　　　　　（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

関係法令の手続状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 項　目 | 該当の有無 | 現況(有の場合のみ) | 確認・手続先（部署名） |
| １ | 国土利用計画法に基づく土地売買等届出 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定(○○　　年月予定) |  |
| ２ | 都市計画法に基づく開発許可 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定(○○　　年月予定) |  |
| ３ | 河川法に基づく工作物の新築等の許可、河川区域内の土地占用・掘削許可 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定(○○　　年月予定) |  |
| ４ | 港湾法に基づく港湾区域内の水域又は港湾隣接地域における占用の許可、臨港地区内における行為の届出 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定(○○　　年月予定) |  |
| ５ | 海岸法に基づく海岸保全区域等の占用許可 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定(○○　　年月予定) |  |
| ６ | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定(○○　　年月予定) |  |
| ７ | 砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定(○○　　年月予定) |  |
| ８ | 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域内の行為許可 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定(○○　　年月予定) |  |
| ９ | 景観法に基づく届出 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定(○○　　年月予定) |  |
| 10 | 農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定(○○　　年月予定) |  |
| 11 | 農地法に基づく農地転用許可 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定(○○　　年月予定) |  |
| 12 | 森林法に基づく林地開発許可等手続、伐採及び伐採後の造林の届出手続 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定(○○　　年月予定) |  |
| 13 | 文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定(○○　　年月予定) |  |
| 14 | 土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更届出 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定(○○　　年月予定) |  |
| 15 | 自然公園法に基づく工作物新築許可等 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定(○○　　年月予定) |  |
| 16 | 自然環境保全法に基づく工作物新築許可等 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定(○○　　年月予定) |  |
| 17 | 絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区の行為許可等 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定(○○　　年月予定) |  |
| 18 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の行為許可 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定(○○　　年　月予定) |  |
| 19 | 環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続(環境影響手続における事業名称： )  | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定(○○　　年月予定) |  |
| 20 | 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定(○○　　年月予定) |  |
| 21 | 岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例 | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定(○○　　年月予定) |  |
| 22 | その他の法律・条例に係る手続（法令名：　　　　　　　　　　 ） | □有□無□確認中 | □手続済□手続中□手続予定(○○　　年　　月予定) |  |
| 上記以外の相談先（部署名） |
|  |

（備考）　掲載した関係法令は、あくまで参考として例示したものであり、申請者の責任において、法令を所管する行政機関への照会等により、最終的な確認・判断を行うこと。行政機関と関係法令への該当の有無について確認中の場合、「確認中」を選ぶこと。

掲載した法令のほかに該当するものがあれば「22　その他の法律・条例に係る手続」に記入すること。なお、複数ある場合には行を追加して差し支えない。

設備の設置場所に係る関係法令及び条例の相談先として記載した部署以外に相談先がある場合は、「上記以外の相談先」欄に記入すること。